



**【通所介護】**

**若年性認知症利用者受入加算  
算定のガイドブック**

# 目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 若年性認知症利用者受入加算とは？・・・・・・・・・・ 4
- 若年性認知症利用者受入加算の単位数・対象者・・・・ 5
- 若年性認知症利用者受入加算の算定要件・留意点・・・・ 6
- 若年性認知症利用者受入加算のQ & A・・・・・・・・・・ 7～9

# はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。  
うございます。

本資料は、若年性認知症利用者受入  
加算の算定に向けた前提となる情報  
を把握するために活用いただく資料  
となっています。

具体的な解釈や申請等については、  
公表されている最新情報をもとに、  
所轄官庁へお問い合わせいただきま  
すよう何卒宜しくお願い致します。



# 若年性認知症利用者受入加算とは？

若年性認知症利用者受入加算とは、事業所が若年性認知症の利用者を受け入れるために、利用者の特性、ニーズに応じたサービスを提供する体制を整備し、実際に若年性認知症の方へサービスを提供した場合に算定できる加算です。

若年性認知症の方が、適切なサービスを受け、地域での生活を継続できるように若年性認知症受入加算が創設されました。平成30年度の介護報酬改定では、通所介護や認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設に加え、小規模多機能型居宅介護や特定施設入居者生活介護などの事業所・施設についても加算が創設され、対象範囲となる介護サービス種別が増えています。

厚生労働省の介護給付費実態統計の資料によると、平成31年3月提供分の若年性認知症利用者受入加算の事業所ベースの算定率は、通所介護が『0.8%』、地域密着型通所介護が『0.7%』となっています。

算定率を見ている限り、対象となる利用者の受け入れを行うケースが多いとは言えないですが、事業所として、スタッフの認知症に対する教育や受け入れの方針を定めることは重要です。

それでは、若年性認知症利用者受入加算の単位数、算定要件を見ていきましょう。

# 若年性認知症利用者受入加算の単位数

加算の種類	単位数
若年性認知症利用者受入加算	60単位/日

## 若年性認知症利用者受入加算の対象者

若年性認知症利用者受入加算の対象となる利用者とは、介護保険法施行令第2条第6号に規定する『**初老期における認知症によって要介護者となった者**』です。

# 若年性認知症利用者受入加算の算定要件

- 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。
- 若年性認知症の利用者にサービスを提供していること。

# 若年性認知症利用者受入加算の留意点

- 認知症加算を算定している場合は、若年性認知症利用者受入加算は算定できません。
- 個別の担当者を中心に、若年性認知症の利用者の特性やニーズに応じたサービス提供が求められています。

# 若年性認知症利用者受入加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成21年3月23日 問101

Q.  
一度本加算制度の対象者となった場合、65歳以上になっても対象のままか。

A.  
65歳の誕生日の前々日までは対象である。

# 若年性認知症利用者受入加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成21年3月23日 問102

Q.  
担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。

A.  
若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。

# 若年性認知症利用者受入加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.2) 平成21年4月17日 問24

Q.  
若年性認知症利用者受入加算について、個別の担当者は、担当利用者がサービス提供を受ける日に必ず出勤していなければならないのか。

A.  
個別の担当者は、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う上で中心的な役割を果たすものであるが、当該利用者へのサービス提供時に必ずしも出勤している必要はない。